

ぐるなびターゲットイングメール利用条件

第1条 (本条件の適用)

ぐるなびターゲットイングメール利用条件(以下「本条件」という)は、本条件に同意した上で、本サービス(次条にて定義する。以下、本条において同じ)の利用にかかる申込みを行い、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)の承諾を得た者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

第2条 (本サービス)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - (1) ターゲットイングメールサービス
当社が管理および運営するウェブサイト(「ぐるなび」を含むがこれに限られず、以下「本サイト」という)を利用する消費者(以下「ユーザー」という)に対し、当該ユーザーにかかる情報(当該ユーザーの年齢、性別、住所等の属性にかかる情報および当該ユーザーの本サイトにおける行動履歴等にかかる情報を含む)に応じた利用者が提供するサービス(以下「利用者サービス」という)にかかる広告宣伝を内容とするメール(以下「広告メール」という)の配信を行うサービス。なお、利用者は、成果報酬型アフィリエイトを選択することができる。
 - (2) 前号に付随関連する諸サービス
2. 当社は、当社の裁量で本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとする。

第3条 (本契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申込み。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさないと判断した場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
3. 本条件に基づき利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条 (本契約期間)

1. 本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立日から第7条(広告メールの配信)第3項に定める当社の利用者に対するレポートの提出が完了する日までとする。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者が本申込書において「アフィリエイトあり」を選択した場合、本契約期間は本契約成立日から本サービスの提供完了日とする。

第5条 (本サービス料)

1. 利用者は、当社に対し、本サービスの対価(以下「本サービス料」という)として、本申込書に定める金額を支払う。
2. 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。

第6条 (再委託)

当社は、当社の責任および負担にて、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者に委託することができる。

第7条 (広告メールの配信)

1. 利用者は、本契約成立後、当社が別途指定する期日までに、広告メールを構成する素材として当社が別途指定するもの(文章、画像等を含むがこれらに限られず、以下「広告素材」という)を、当社が別途指定する方法にて当社に提供する。
2. 当社は、前項に基づき利用者から提供を受けた広告素材を用いて広告メールを作成し、ユーザーに配信する。
3. 当社は、広告メールの配信日から10営業日以内に、広告メールの配信数、開封数(開封率)、広告メール内に設置したリンクのクリック数(クリック率)その他当社が別途定める内容を記載したレポートを、利用者に対し提出する。

第8条 (成果報酬の支払い)

1. 本条の定めは、利用者が本申込書において「アフィリエイトあり」を選択した場合に適用される。
2. 利用者は、当社および利用者が事前に協議の上合意した報酬条件が成就した場合、第5条に定める本サービス料とは別に、報酬条件の発生件数に本申込書において定める報酬単価を乗じて得た金額(以下「成果報酬」という)を、当社に対し支払うものとする。
3. 利用者は、利用者が別途電子メールにより指定し当社が認めた期間(以下「計算期間」という)における報酬条件の成就件数の合計を、計算期間満了日が属する月の翌月3営業日までに当社に報告する。
4. 利用者は、計算期間満了日が属する月の翌々月末日までに、当該計算期間における成果報酬を当社に支払うものとする。

第9条 (保証)

利用者は、当社に対し、次の各号に掲げる事項を保証する。

- (1) 広告素材が、第三者の著作権、著作者人格権、肖像権、商標権その他一切の権利を侵害しないこと
- (2) 広告素材が、当社が別途定める【広告掲載条件】に該当しないこと

第10条 (免責)

当社は、本サービスに関し、利用者に対し次の各号に掲げる事項を保証しない。

- (1) ユーザーが広告メールを確実に開封すること
- (2) ユーザーが広告メールを経由して利用者サービスを利用すること(利用者が本申込書において「アフィリエイトあり」を選択しているか否かを問わない)
- (3) 前各号のほか、本サービスが利用者の特定目的に適合すること

第11条 (紛争等の処理)

広告メールの配信に起因しまたは関連し、ユーザーその他第三者との間で問合せ、クレームまたは訴訟の提起等の紛争(以下「紛争等」という)が生じた場合、利用者は自らの責任および負担の下でこれを解決するものとする。ただし、当該紛争等が、利用者

が提供した広告素材に関するものでない場合は、この限りでない。

第12条 (本サービスの中断および停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に予告なく、本サービスの全部または一部の提供を中断または停止することができる。
 - (1) 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
 - (2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
 - (3) 利用者が本条件に定める保証事由に違反したと当社が認めた場合
2. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部または一部の提供を予告なく中断または停止した場合であっても、これにより利用者が生じた一切の損害について責任を負わない。この場合であっても、これによって本サービス料は減額されるものではない。

第13条 (秘密保持)

利用者は、本契約の内容および直接間接を問わず本サービスを通じて知り得た一切の情報を秘密として取扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、使用させてはならない。

第14条 (当社による本契約の終了)

当社は、本契約期間内であっても、利用者に対し当社所定の方法により通知をすることで、本契約を終了させることができる。

第15条 (解除)

- 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対する何らの通知および催告なしに、本契約を直ちに終了させることができる。この場合、利用者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、当社による利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- (1) 本条件に違反した場合において、相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、かかる期間内において当該違反状態が是正されなかった場合
 - (2) 審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合または審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (3) 自己の営業停止または廃止をした場合
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これらに類する手続の申立てを自らした場合
 - (5) 支払いを停止または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 前三号のほか、利用者の財産状態または信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (8) 資本減少、合併、全部もしくは重要な一部の事業の譲渡または解散の決議をした場合
 - (9) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配者が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (10) 前各号のいずれかに準ずる事由があると当社が合理的に判断した場合
 - (11) その他利用者による本契約の履行が困難であると当社が合理的に判断した場合

第16条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社および利用者は、本契約締結日現在において、次の各号のいずれにも該当しないことを相互に保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係団員
 - (5) 総会屋等
 - (6) 政治活動、社会運動標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力団等
 - (8) 反社会的勢力共生者
 - (9) 前各号に該当する者と社会的または経済的関係がある者
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. 当社および利用者は、自己または第三者をして、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - (5) 自身が前項各号に該当する者である、またはその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 当社または利用者は、相手方が第1項各号のいずれかに該当し、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより解除を受けた当事者に損害が生じた場合であっても、解除を行った当事者は一切の損害賠償を負担しない。

第17条 (残存条項)

1. 終了事由のいかんを問わず、第11条(紛争等の処理)、第13条(秘密保持)、本条、第18条(権利義務の譲渡等の禁止)および第21条(管轄裁判所)の規定の効力は、本契約終了後においても存続する。ただし、第13条の規定の効力は、本契約終了後3年間に限り存続するものとする。
2. 前項に定めるほか、第5条(本サービス料)および第8条(成果報酬の支払い)の規定の効力は、本契約終了時点において既に発生している債務の履行が完了するまでの間、存続するものとする。

第18条 (権利義務の譲渡等の禁止)

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位または本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に承継させまたは担保に供してはならない。

第19条（本条件の変更）

1. 当社は、利用者に予告なく、本条件を変更することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の権利または義務に重大な影響を及ぼす変更については、利用者に対し、当社が適当と認める方法（当社が送付する郵便物での通信等を含むがこれに限られない）により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。利用者は、本項に定める通知から 2 週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

第20条（協議）

本条件に定めのない事項については、関係法令に従うほか、利用者と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第21条（管轄裁判所）

本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上
制定日 2019年10月1日
改定日 2022年9月16日